

平成 27 年 6 月 17 日 国税審議会第 16 回酒類分科会資料

保存期間：10 年  
(平成 37 年末)  
平成 27 年 6 月 25 日

資料

3-3

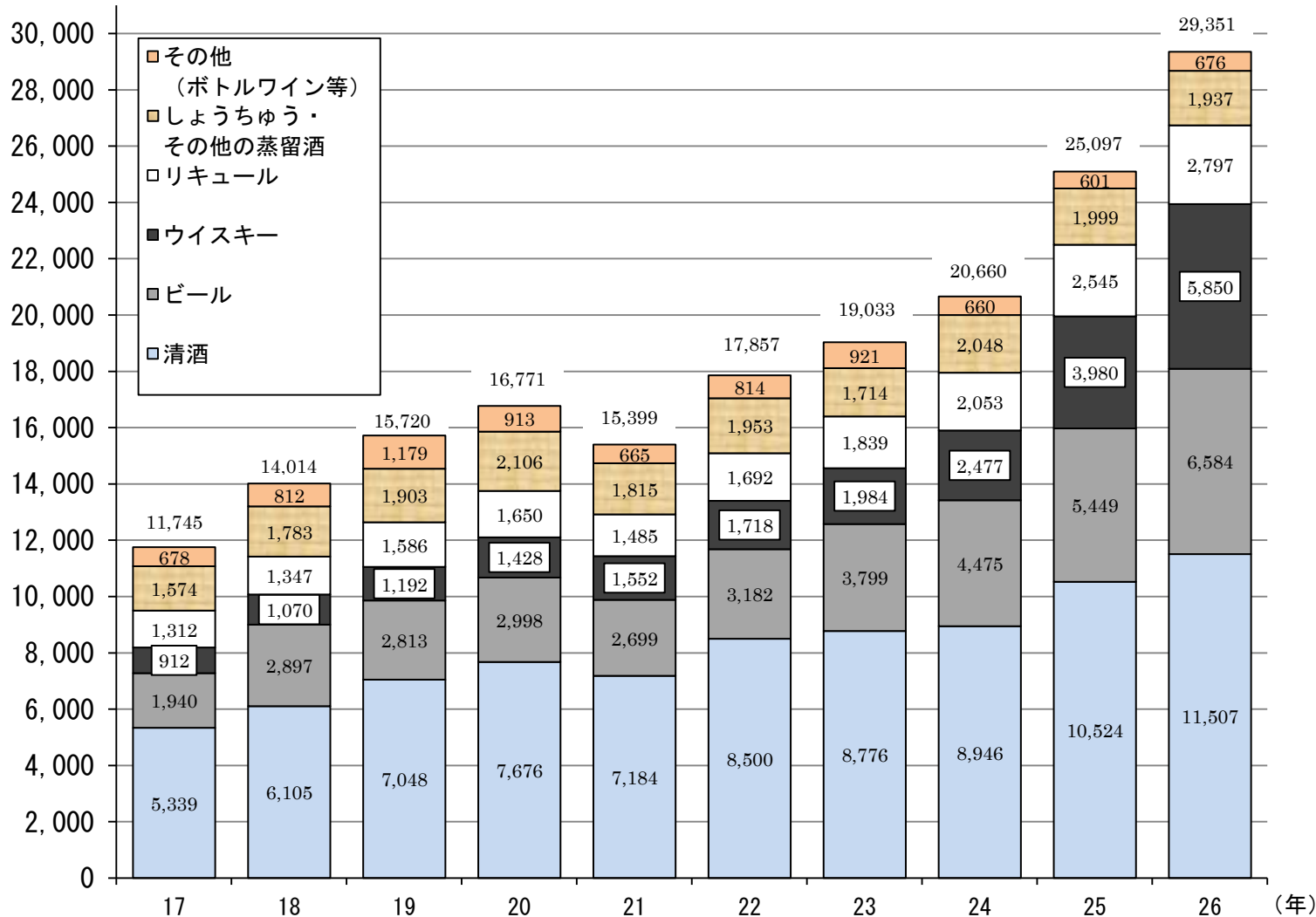
# 参考資料①

# 最近の日本産酒類の輸出動向について

○平成26年の輸出金額は約294億円(対前年比116.9%)となり、3年連続で過去最高を記録(数量ベースでは2番目)。

○清酒の輸出については、輸出金額が約115億円(対前年比109.3%)、輸出数量が約16,314kℓ(対前年比100.7%)となり、共に過去最高を記録。

(百万円)



○品目別 (単位:百万円)

品目	平成26年	対前年比
清酒	11,507	109.3%
ビール	6,584	120.8%
ウイスキー	5,850	147.0%
リキュール	2,797	109.9%
しょうちゆう等	1,937	96.9%
その他(ボトルワイン等)	676	112.5%
輸出金額合計	29,351	116.9%

【参考】

輸出数量合計 (kℓ)	87,796	113.7%
内、清酒数量(kℓ)	16,314	100.7%

○輸出先別(上位10か国(地域))

国名	平成26年	対前年比
アメリカ合衆国	6,345	108.0%
大韓民国	4,953	113.6%
台湾	3,553	121.0%
香港	3,102	109.8%
シンガポール	1,772	131.6%
フランス	1,648	142.2%
中華人民共和国	1,623	116.0%
英国	1,098	136.0%
ロシア	1,055	133.7%
オーストラリア	874	135.9%

## 地理的表示制度の概要

### 1. 地理的表示制度とは

EU等で普及している地理的表示制度は、酒類や農産品において、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性が当該商品の地理的な産地に主として帰せられる場合において、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度。

（注）海外の地理的表示としてはボルドー（ワイン）、パルマ（ハム）などが有名。地理的表示に指定されると、商品の特徴が明確になり、地域ブランドへの「ただ乗り」防止によるブランド価値の向上が期待できるほか、国際交渉を通じて、外国に対しても地理的表示を名乗った模造品等の取締りを求めることができるようになる。

### 2. 根拠法令等

酒類の地理的表示については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第 86 条の 6 に基づく「地理的表示に関する表示基準」（平成 6 年国税庁告示第 4 号）により、国税庁長官が指定。

### 3. 「地理的表示に関する表示基準」制定の経緯

WTO（世界貿易機関）協定の附属書である TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）により、加盟国はぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示を保護するための法的手段を確保することが義務付けられた（平成 7 年 1 月発効）。

この法的手段の確保は行政上の措置により実施することが認められており、上記協定の国内担保措置として、平成 6 年 12 月に「地理的表示に関する表示基準」を制定。

### 4. 現在の指定状況

国内における酒類の地理的表示としては、平成 7 年 6 月に「壱岐」、「球磨」、「琉球」（いずれも単式蒸留しゅうちゅう）を、平成 17 年 12 月に「薩摩」（単式蒸留しゅうちゅう）及び「白山」（清酒）を、さらに平成 25 年 7 月に「山梨」（果実酒）を指定。

（注）当初、地理的表示制度の対象は、ぶどう酒及び蒸留酒のみであったが、平成 17 年 7 月に清酒を追加。

**地理的表示に関する表示基準**  
(平成六年十二月二十八日国税庁告示第四号)  
(最終改正 平成二四年六月一日国税庁告示第一九号)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号。以下「法」という。）第八十六条の六第一項の規定に基づき、地理的表示に関する表示基準を次のように定め、平成七年七月一日から適用することとしたので、法第八十六条の六第二項の規定に基づき告示する。

地理的表示に関する表示基準  
(定義)

- 1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「地理的表示」とは、次号から第4号に掲げる酒類に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該酒類の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。
  - (2) 「ぶどう酒」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十三号及び第十四号に掲げる果実酒及び甘味果実酒のうち、ぶどうを原料とした酒類をいう。
  - (3) 「蒸留酒」とは、酒税法第三条第九号、第十号、第十五号、第十六号及び第二十号に掲げる連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー及びスピリッツをいう。
  - (4) 「清酒」とは、酒税法第三条第七号に規定する清酒をいう。
  - (5) 「使用」とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいう。
    - イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為
    - ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示と付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
    - ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

### (地理的表示の保護)

2 ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。
- (2) 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならない。
- (3) 前各号の規定は、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても同様とする。

### (適用除外)

3 次の各号に掲げる場合には、前項の規定は適用しない。

- (1) ぶどう酒又は蒸留酒を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を、平成六年四月十五日前の少なくとも十年間又は同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてぶどう酒又は蒸留酒について継続して使用してきた場合
- (2) 原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示である場合

**地理的表示に関する表示基準第二条に規定する  
国税庁長官が指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件**

（平成七年六月三十日国税庁告示第六号）

（最終改正 平成二十五年七月一六日国税庁告示第一四号）

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき定め  
た「地理的表示に関する表示基準」（平成六年十二月二十八日国税庁告示第四号）第二条に規定する国税庁長官が指  
定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を次のように定める。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
果実酒（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十三号に規定する果実酒のうち、ぶどうを原料とした酒類をいう。）	山梨	山梨県
単式蒸留しょうちゅう（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留しょうちゅうをいう。以下同じ。）	壱岐	長崎県壱岐市
単式蒸留しょうちゅう	球磨	熊本県球磨郡 人吉市
単式蒸留しょうちゅう	琉球	沖縄県
単式蒸留しょうちゅう	薩摩	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）
清酒（酒税法第三条第七号に規定する清酒をいう。）	白山	石川県白山市

## 酒税法及び酒類行政関係法令解釈通達（抜粋）

### 3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等

組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月28日付国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。）第2項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この3において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で保護する果実酒、単式蒸留しょうちゅう又は清酒の地理的表示の取扱い等は、次による。（平13年課酒1-13、16年課酒1-50、17年課酒1-77、18年課酒1-13改正、25年課酒1-33改正）

#### (1) 表示基準の意義

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1-C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（平成6年12月28日条約第15号、以下「TRIPS協定」という。）を受け、日本国内において製造、輸入又は販売される酒類並びに輸出される酒類における地理的表示の適正化を図るものである。

#### (2) 指定する場合の基本的な考え方

長官指定産地の指定は、次の基本的な考え方で行う。

- イ 長官指定産地は、特別な品質特性や社会的評価をもつぶどう酒、蒸留酒又は清酒（以下「ぶどう酒等」という。）を生産し、かつ、その名称が、当該ぶどう酒等の特別な品質特性や社会的評価を明示するものであるぶどう酒等の生産地域であること。
- ロ 長官指定産地を表示する地理的表示は、「地理的表示に関する表示基準」第2項の規定により、当該指定産地以外の地域を産地とするぶどう酒等について使用できないことから、当該指定産地は、我が国において保護するに値する地理的表示を特定させるものであること。
- ハ 日本国以外の世界貿易機関の加盟国（以下「加盟国」という。）における清酒の産地を長官指定産地に指定する場合には、当該加盟国において、当該清酒の産地が地理的表示として保護されているものであること。

なお、加盟国で保護されている清酒の地理的表示については、(2)のイ及びロの規定を満たすものとする。

(注) (略)

ニ 産地名には、都道府県、市町村等の行政区画上の名称のほか、社会通念上、特定の地域を指す名称（例えば、明治前の旧地名）として一般的に熟知されている名称を含むものとする。

(3) 我が国で保護する地理的表示

我が国で保護する果実酒、単式蒸留しょうちゅう又は清酒（以下「果実酒等」という。）の産地は次に掲げるものとし、当該産地以外の地域を産地とする果実酒等についてはこれらの産地を表示する地理的表示を使用してはならない。なお、当該地理的表示を使用する場合には、次のそれぞれの基準に従うものとする。

また、地理的表示を使用するために用いる文字は、日本文字によるか、外国の文字によるかを問わない。

産地	基 準
山梨	山梨県産のぶどうを原料とし、山梨県内において発酵させ、かつ、容器詰めしたものでなければ「山梨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない（アルコールを添加したものを除き、補糖したものについてはアルコール分が14.5度以下のものに限る。）。 ただし、原料とするぶどうは、甲州、ヴィニフェラ種、マスカットベリーA、ブラッククイーン、ベリーアリカントA、甲斐ノワール、甲斐ブラン、サンセミヨン及びデラウエアに限る。
壱岐	米こうじ及び長崎県壱岐市の地下水（以下この欄において「壱岐の地下水」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壱岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壱岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「壱岐」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
球磨	米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「球磨の地下水」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを熊本県球磨郡又は同県人吉市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「球磨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。



琉球	米こうじ（黒麹菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させた一次もろみを沖縄県において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「琉球」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
薩摩	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
白山	<p>白米、米こうじ及び石川県白山市の地下水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、石川県白山市において発酵させ、こし、かつ、容器詰めしたものでなければ「白山」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。</p> <p>ただし、白米、米こうじに用いる原料米は、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める醸造用玄米の1等以上の格付けされたもので、かつ精米歩合70%以下のもの、こうじ米の使用割合20%以上のものに限る。酒母は、「生酏」、「山麩酏」又は「速醸酏」とし、もろみは、「増醸」、「液化仕込み」を除く。</p> <p>（注） 白米、米こうじ、醸造アルコール、精米歩合、こうじ米の使用割合の各用語の意義は、「清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第8号）に掲げるところによる。</p>

## 地理的表示の指定基準について

○ 国税庁ホームページのQ & Aにおいては、以下のように示している。

Q 「地理的表示」の指定を受けるための基準を教えてください。

A 地理的表示とは、地理的表示に関する表示基準（平成6年国税庁告示4号）第1項（定義）第1号において、ぶどう酒、蒸留酒及び清酒（以下「ぶどう酒等」という。）に関し、「その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該酒類の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう」こととされております。

なお、指定する場合の基本的な考え方は、酒税法及び酒類行政関係法令解釈通達（平成11年6月25日付課酒1-36ほか4課共同）第86条の6（酒類の表示の基準）3（地理的表示に関する表示基準の取扱い等）の（2）において、次のとおり示しております。

- ① 特別な品質特性や社会的評価をもつぶどう酒等を生産し、かつ、その名称が、当該ぶどう酒等の特別な品質特性や社会的評価を明示するものであるぶどう酒等の生産地域であること
- ② 当該指定産地は、我が国において保護するに値する地理的表示を特定させるものであること  
※ 産地名には、都道府県、市町村等の行政区画上の名称のほか、社会通念上、特定の地域を指す名称（例えば、明治前の旧地名）として一般的に熟知されている名称を含むものとしている。

したがって、地理的表示の指定を受けるためには、当該酒類について、特別な品質特性又は社会的評価が、当該酒類の地理的原産地に主として帰せられることが必要です。

具体的には、次のイからホのいずれかにより判断して指定を行うこととなります。

(特別な品質特性と地域との関連性)

イ 地域由来の製法等により製造されている

⇒ 製法等の独自性、伝統性等により判断

ロ 地域の気候風土等の自然的要素が、当該地域で製造された酒類の特性に影響している

⇒ 自然的要素と酒類の特性との関連性により判断

ハ 固有な品質特性を有している

⇒ 原料等と酒類の特性との関連性、歴史・文化・生活環境等と品質特性との関連性等により判断

(社会的評価と地域との関連性)

ニ 古くから文献等と言及されるなど一定の評価が確立している

⇒ 歴史的な地域や文化等との関連性、受賞歴等を総合的に勘案して判断

ホ 特定の表示が、その酒類を表示するものとして消費者等に広く認識されている

⇒ 表示の使用期間、表示の使用者数、表示の使用地域、表示した酒類の生産・販売等の数量、消費者等の認識度を総合的に勘案して判断

(注) 地理的表示の本質的な機能は、「品質」の保証にあることから、当該地理的表示を表示する酒類の品質を酒類業組合等の団体等が保証するような機能を確保しておくことも望ましいものと考えています。

「地理的表示」の指定を受けるための手続き等の詳しい内容につきましては、最寄りの税務署の酒税担当にお問い合わせください。

## 日本が締結したEPAにおける地理的表示の保護対象

(平成27年6月現在)

	交渉相手国の地理的表示	日本の地理的表示
メキシコ	(リュウゼツランを原料とした蒸留酒) テキーラ、メスカル、ソトール、バカノラ (さとうきびを原料とした蒸留酒) チャランダ	(単式蒸留しょうちゅう) 壱岐、球磨、琉球、薩摩
チリ	(ブランデー) チリ産ピスコ	(単式蒸留しょうちゅう) 薩摩
ペルー	(ブランデー) ピスコ・ペルー	(単式蒸留しょうちゅう) 壱岐、球磨、琉球、薩摩